

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方

日立キャピタル株式会社

2 事件の概要

平成28年7月25日付けで締結した証明書発行システム機器及びソフトウェアの賃貸借契約について、区の申出により令和2年1月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該証明書発行システム機器及びソフトウェアの賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害3,022,140円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 仮和解の成立の日

令和2年(2020年)1月23日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、証明書発行システム機器及びソフトウェアの賃借料残額相当額の合計3,022,140円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器等の賃貸借において、関連するシステムの連携について十分に留意することとした。